

平成29年 月 日

東京大学 Global Tech EDGE NEXT プログラム
事務局 御中

住所
氏名 (印)

誓約書

私は、主幹機関である国立大学法人東京大学、協働機関である筑波大学、静岡大学、お茶の水女子大学等が主催する「Global Tech EDGE NEXT プログラム」(以下「本プログラム」という。)に参加すること(以下「本目的」という。)に同意し、次のことを誓約します。

1. 私は、本プログラム事務局又は本プログラム受講生(企業の研究開発担当者、企業の事業開発担当者、主幹機関や協働機関の学生・研究者、協力機関の研究者もしくは事業開発者)並びにその他参加者(メンター)から本プログラムに関連して提供又は開示された情報であって、提供又は開示の際に提供者又は開示者より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で私に対して通知されたもの(以下「秘密情報」という。)について、善良なる管理者の注意をもって秘密を保持するものとし、提供者又は開示者の書面による事前の同意なく、本目的以外の目的に使用せず、本プログラムの参加に関して当該秘密情報を知る必要のある者以外に開示もしくは漏洩せず、または使用させません。ただし、次の各号のいずれかに該当する情報については秘密情報に含まれず、私は当該義務を負うものではありません。
 - (1) 提供又は開示を受けた時点において既に公知であった情報、又は提供又は開示を受けた後、自らの責に帰すべき事由によらず公知となった情報
 - (2) 提供又は開示を受けた時点において既に自らが保有していた情報
 - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (4) 提供又は開示を受けた情報によらず、独自に開発又は発見した情報
2. 前項にかかわらず、法令、規則、命令等に基づいて官公庁、裁判所等の公的機関から秘密情報の開示の要求を受けた場合、私は、提供者又は開示者に対して速やかに開示先と開示内容を通知し、開示先による第三者への再開示を防止するよう努力することを条件として、要求された必要最小限の範囲において、当該秘密情報を開示すると致します。
3. 私は、本プログラムが終了若しくは中止したとき、または提供者若しくは開示者から返却の要請を受けた場合、秘密情報およびその複製物を速やかに提

供者又は開示者に返却致します。

4. 私が本プログラムに参加して作成したビジネスプラン等の成果物（中間成果物も含む。）、本プログラムにおける活動の結果、得られた著作物に係る著作権及びその他の知的財産権は、本プログラム開始前に本プログラム事務局又は第三者が既に保有するものについては当該保有者に帰属し、それ以外についてはすべて当該研究テーマを保有する本プログラム受講生又は当該受講生の所属する機関に帰属することを確認致します。
5. 本プログラムで知り得た個人情報については、その保護を定めた法の趣旨に則り、関連する法令及び規則等の定めを遵守いたします。
6. この誓約書は、本プログラムの終了後又は中止後も、第1項の秘密保持に関する誓約は3年間、第2項、第3項及び本項については対象事項が全て消滅するまで継続して有効とします。
7. この誓約書は、平成29年9月1日から有効となることに同意いたします。
8. 私は、以上の条項につき本プログラム事務局から十分な説明を受け理解し、自身のために有益と理解したので、本誓約に署名捺印します。